

職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律施行規則の一部を改正 する省令案概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

1. 改正趣旨

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号。以下「規則」という。）第 2 条各号において、申請のあった職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について厚生労働大臣が認定する際の基準（以下「認定基準」という。）を規定している。
- また、法第 5 条の規定に基づき、当該認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する機関に対する助成として、認定職業訓練実施基本奨励金（以下「基本奨励金」という。）及び認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）を支給しており、規則第 8 条においてその支給基準を規定している。
- 認定基準のうち、実践訓練に係る訓練期間、訓練時間及び実績に関する要件並びに支給要件のうち、認定職業訓練の実施機関に対する基本奨励金及び付加奨励金について、令和 4 年 3 月 31 日までを期限とする特例措置を設けている。
- また、東日本大震災の被災地である福島県に所在する施設において開始される一定の職業訓練については、規則附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、認定基準等の一部について、令和 4 年 3 月 31 日までを期限とする特例措置を設けている。
- さらに、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、法第 7 条の規定に基づき、職業訓練受講給付金を支給しており、当該給付金については規則第 11 条、第 12 条及び第 12 条の 2 においてその支給要件を規定しているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した非正規雇用労働者等が利用しやすい制度とするため、職業訓練受講給付金に関する特例措置を設けている。
- これらの特例措置について、現下の状況に鑑み、期限の延長等の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 求職者支援訓練の訓練期間等の認定基準に関する特例の延長（規則附則第 3 条の 5 第 1 項及び第 2 項関係）

- 認定基準のうち、実践訓練に係る訓練期間及び訓練時間に関する要件については、規則第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき、訓練期間は原則として 3 月以上 6 月以下（一部例外として 2 月以上 6 月以下）、訓練時間は原則として月 100 時間以上かつ一日当たり 5 時間以上 6 時間以下としているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、在職者等である特定求職者等に対する認定職業訓練について、短期間・短時間特例として、訓練期間は 2 週間以上 6 月以下、訓練時間は原則として月 60 時間以上かつ一日当たり 2 時間以上 6 時間以下とする特例措置（以下「短期

間・短時間特例」という。)を、令和4年3月31日まで設けている。

本特例措置の期限について、令和5年3月31日まで延長することとする。

- 認定基準のうち、実践訓練に係る就職率に関する実績要件については、規則第2条第1号ロ(1)の規定に基づき、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練を行った場合であって、当該訓練の修了者等の就職率が一定の割合(35%)を下回ったコースが2コース以上あった実施機関については、1年間認定を受けることができず、その1年間経過後、連続する3年の間に2コース以上の認定職業訓練について、再び当該就職率を下回った場合、5年間認定を受けることができないこととしているが、短期間・短時間特例の対象となる認定職業訓練については、当該就職率の基準を30%に緩和する特例措置を、令和4年3月31日まで設けている。

本特例措置の期限についても、令和5年3月31日まで延長することとする。

- 認定職業訓練(実践訓練)の実施機関に対する付加奨励金については、規則第8条第4項の規定に基づき、就職率が35%以上60%未満の場合に修了者1人当たり月1万円を、就職率が60%以上に修了者1人当たり月2万円を支給することとしているが、訓練の設定を促すため、短期間・短時間特例の対象となる認定職業訓練については、修了者1人当たり月1万円を支給する就職率の基準を30%以上55%未満に、同様に月2万円を支給する就職率の基準を55%以上に緩和する特例措置を、令和4年3月31日まで設けている。

本特例措置の期限についても、令和5年3月31日まで延長することとする。

(2) 訓練実施実績の要件の緩和に関する特例の延長(規則附則第3条の4第1項関係)

- 申請職業訓練については、認定基準において、規則第2条第1号イの規定に基づき、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(認定職業訓練に限らない。)を適切に行なったことがあることを要件としている。
- 当該要件について、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用失業情勢等を踏まえ、職業訓練実施機関が訓練の認定を受けやすくなり、求職者が訓練を受ける機会を確保できるよう、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年より前の期間において認定職業訓練を適切に実施した場合においては、その申請職業訓練についても認定可能とする特例措置を令和4年3月31日まで設けている。
- 本特例措置について、令和5年3月31日まで延長することとする。

(3) 基本奨励金の上乗せに関する特例の延長(規則附則第3条の4第2項関係)

- 基本奨励金については、規則第8条第2項の規定に基づき、基礎訓練については1人1月6万円、実践訓練については1人1月5万円としている。
- これについて、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練(厚生労働省人材開発統括官が定めるものに限る。)を開始した実施機関については、単価を1万円上乗せし、基礎訓練については1人1月7万円、実

実践訓練については1人1月6万円とする特例措置を令和4年3月31日まで設けている。

- 本特例措置について、令和5年3月31日まで延長することとする。

(4) 被災地における特例の廃止について（規則附則第3条関係）

- 平成23年10月1日から令和4年3月31日までに福島県において開始される職業訓練のうち、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条第1項の技能講習（小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。）の修了資格の取得に係る職業訓練（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。）については、規則附則第3条第1項の規定に基づき、認定基準の一部を緩和（訓練期間の短縮等）して実践訓練として認定する特例措置を令和4年3月31日まで設けている。
- 本特例措置について、期限到来をもって廃止することとする。

(5) 職業訓練受講給付金の支給基準に関する特例の延長（規則附則第3条の6、第4条の2第5項及び第6項並びに第4条の2の2関係）

- 職業訓練受講手当の支給要件のうち月8万円以下であることとする要件について、シフト制で働く方等については、規則附則第3条の6第1項の規定において、給付金支給単位期間の初日が令和3年2月25日から令和4年3月31日までの期間にあるものについて月12万円以下に引き上げる特例措置を講じているところ、当該期間を令和3年2月25日から令和5年3月31日までに延長する。

※ なお、本特例措置は、令和3年2月25日前に訓練の受講を開始した場合であっても、当該日以降に給付金支給単位期間の初日がある給付金支給単位期間について適用する。

- 職業訓練受講手当の支給要件のうち特定求職者並びに特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母との収入の合計額が月25万円以下であることとする要件について、規則附則第3条の6第2項において、給付金支給単位期間の初日が令和3年12月21日から令和4年3月31日までの期間にあるものについて月40万円以下に引き上げる特例措置を講じているところ、当該期間を令和3年12月21日から令和5年3月31日までに延長する。

※ なお、本特例措置は、令和3年12月21日前に訓練の受講を開始した場合であっても、当該日以降に給付金支給単位期間の初日がある給付金支給単位期間について適用する。

- また、訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則とし、やむを得ない理由により受講しなかった訓練の実施日がある場合に限って、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が100分の80以上であること等とする職業訓練受講手当の支給要件について、規則附則第3条の6第3項によりやむを得ない理由による欠席とやむを得ない理由以外による欠席を足し合わせた欠席日数を訓練の実施日数の2割まで認め、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が100分の80以上であること等とする特例措置を講じている。

さらに、規則第11条第2項に規定する職業訓練受講手当の額、規則第12条に規定する通所手当の額、規則第12条の2に規定する寄宿手当の額については、訓練を受講し

た日数の実施日数に占める割合が 100 分の 80 以上である場合等に、その支給額をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練の実施日の日数のその給付金支給単位期間の現日数等に占める割合に応じて減ずる特例措置を、職業訓練受講手当は規則附則第 3 条の 6 において、通所手当は規則附則第 4 条の 2 において、寄宿手当は規則附則第 4 条の 2 の 2 において、それぞれ講じている。

これらの特例措置は、令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に受講する訓練について適用しているところ、当該期間を令和 3 年 12 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日までに延長する（給付金支給単位期間の初日が令和 3 年 12 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にある場合には、同年 3 月 31 日以降に受講する訓練も含む。）。

(6) その他

- その他所要の措置を講ずる。

3. 根拠条項

法第 4 条第 1 項第 3 号、第 7 条第 2 項及び第 19 条

4. 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日

求職者支援制度について

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ コロナ禍で講じている制度の活用を進める特例措置（令和4年3月31日までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などをを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間： <u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間： <u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

⇒

改正案

特例措置の期限を、令和5年3月31日まで延長

求職者支援制度の活用実績

求職者支援訓練の受講者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4～1月)	計
令和元年度	1,987	1,882	1,893	1,584	1,343	1,640	1,754	1,698	1,667	1,543	1,597	2,432	16,991	21,020
令和2年度	1,705	1,422	1,644	1,933	1,782	2,210	2,123	1,999	2,107	1,755	1,913	3,141	18,680	23,734
令和3年度	2,444	2,190	2,636	1,672	1,884	2,560	2,084	2,242	2,299	2,129			22,140	22,140
(対元年度同期比)	123%	116%	139%	106%	140%	156%	119%	132%	138%	138%			130%	
(対前年度同期比)	143%	154%	160%	86%	106%	116%	98%	112%	109%	121%			119%	

職業訓練受講給付金の受給者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4～2月)	計
令和元年度	702	1,207	763	724	743	586	744	760	713	641	616	552	8,199	8,751
令和2年度	678	1,089	731	752	724	791	1,010	972	1,046	1,026	749	838	9,568	10,406
令和3年度	964	1,477	1,061	1,095	989	860	1,101	1,206	1,019	1,171	1,226		12,169	12,169
(対元年度同期比)	137%	122%	139%	151%	133%	147%	148%	159%	143%	183%	199%		148%	
(対前年度同期比)	142%	136%	145%	146%	137%	109%	109%	124%	97%	114%	164%		127%	

職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数

	～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本人収入要件 *1	2	10	20	22	27	29	41	39	36	45	56	69		396
出席要件（仕事による欠席） *1	1	3	0	2	4	4	2	3	2	2	5	12		40
世帯収入要件 *2										0	24	142		166
出席要件（やむを得ない理由以外の欠席） *2										1	159	396		556
訓練対象者の特例 *2										0	2	3		5

*1の措置は令和3年2月25日から *2の措置は令和3年12月21日から導入

求職者支援制度の周知・広報について

(利用者目線に立った積極的な周知・広報)

- わかりやすい広報媒体（リーフレット、PR動画など）の作成
- ハローワークでの個々人の状況に応じたきめ細かな情報提供

(インターネットを活用した周知・広報)

- 検索サイトでのバナー広告、YouTubeでのPR動画の配信など

(SNSを活用したプッシュ型広報の強化)

- 厚生労働省のSNS、首相官邸メルマガなどでの制度情報の発信
- 厚生労働省、労働局、ハローワークのSNSでの訓練コースの募集開始情報などの発信

(民間サイト、雑誌などによる周知、広報)

- 民間求人サイト、求人情報誌などへの周知用バナーや制度情報などの掲載（協力依頼）

(生活困窮者の支援機関と連携した周知・広報)

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関でのハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載（協力依頼）

[周知・広報の成果]

- ◎ 求職者支援制度の
専用サイト月平均アクセス数
前年度の約3倍に増加
約4万件→約11万件
- ◎ PR動画の視聴回数
約123万回（R4.1.12～）



[各種周知用バナー・PR動画]

